

独立行政法人北方領土対策協会の
中期目標終了時における組織・業務全般の
見直しについての当初案 説明資料

平成24年 9月

内閣府 北方対策本部

1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置

(1) 国民世論の啓発

【現行中期目標抜粋】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 国民世論の啓発

北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形成とその高揚・持続を図るため、以下の業務を行い、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は100回以上を維持する。これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況、講演会等参加者の反応の状況等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討するものとする。



☆見直しのポイント

- すそ野の広い国民運動を展開するため、民間企業と連携した啓発活動等について盛り込む。
- 啓発効果を把握するために検討した新たな指標の活用を盛り込む。

【現行中期目標抜粋】

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等の啓発を行う。また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。研修会の開催等による効果は、参加者の反応の状況により把握し、同会議による成果は、そのフィードバックの状況等により把握するものとするが、引き続き、事業による効果を把握するための指標についても検討するものとする。



☆見直しのポイント

●元島民等を始めとする返還要求運動関係者等の高齢化に鑑み、次代を担う青少年を対象とした事業を引き続き重点項目とするとともに、より効果的な事業の実施方法等についても検討することとする。

●事業効果を把握するために検討した新たな指標の活用を盛り込む。

【現行中期目標抜粋】

③ わかりやすい情報の提供

刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。その際、知識をわかりやすく伝えるよう工夫に努める。



☆見直しのポイント

●政独委第5WGにおける主な議論(※)も踏まえ、若年層への働きかけを強化するため、若年層が情報の入手先として活用している新たなインターネット素材等の活用(YouTube等の動画及び街角ビジョン等)を検討することとする。

(※)政独委第5WGにおける主な議論(要旨)

若年層の中でも関心の薄い層へ働きかける取組を検討し、より効果的な啓発活動を行うべきではないか。

(2) 融資事業

【現行中期目標抜粋】

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づき、融資事業を実施する。その際、この制度が北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。

☆見直しのポイント

●政独委第5WGにおける主な議論(※)も踏まえ、本融資制度が法目的に則った効果を発揮するよう、事業結果の把握・検証、融資メニューの見直しの検討(法資格者の高齢化による影響分析や、ニーズ把握、分析データを基に検討)を行うことについても盛り込むこととする。

(※)政独委第5WGにおける主な議論(要旨)

効率的な運営に留意しつつ、ニーズを的確に把握することにより適時に融資メニューを見直すべきではないか。

(3) 四島交流事業

【現行中期目標抜粋】

(2) 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)を踏まえ、四島交流等事業に使用する後継船舶の傭船等、同事業に必要な業務を実施する。

☆見直しのポイント

●政府の示す四島交流事業の目標に基づき、近年の北方四島を取り巻く環境の変化にも対応した交流事業の実施に向け、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

2. 組織の見直しに係る具体的措置

☆見直しのポイント

- 現行の独立行政法人形態を維持する。

(独)北方領土問題対策協会は、独立行政法人通則法の枠組みの下で、国と密接に連携を取り情報を共有しつつ事業を行っている。一方で、国民運動たる北方領土返還要求運動の推進のため、地方自治体、有識者、旧漁業権者、元島民等の関係者と密接に連携して業務を行うことも重要であることから、現行の独立行政法人形態を維持し、北方領土問題の解決に向けた取組を行うことが望ましいと考える。

3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置

☆見直しのポイント

- 現在と同程度の業務運営の効率化を行う。

※中期目標の最終年度(平成29年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成24年度)に対して、7%削減する。

※業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

4. その他

☆見直しのポイント

- 北対協分科会の指摘(※)を踏まえ、職員等の募集の際にはロシア語のスキルを考慮することとし、職員のロシア語習得を推進(研修への参加、学習機会の提供等)することも目標に盛り込むこととする。

(※)北対協分科会による指摘

事業の円滑な実施のため、職員の定員増を伴わない限りにおいて、ロシア語に堪能な職員の採用等を考慮されたい。